

利用規約

■FASTGYM24 オプション・サービス利用規約・ご案内

【水素水オプション】 水素水が飲み放題、水分補給にご利用ください。

ご利用方法	施設利用中は水素水が飲み放題、一日につき2リットルまでお持ち帰りいただけます。 初回登録時に水素水専用のICタグ(以下、ICタグという)を発行、貸与いたします。 ICタグを水素水サーバー (以下、サーバーという) にかざしてご利用ください。 容器はご自身でご用意ください。(ガラス製品は不可) ご利用は契約者ご本人に限ります。 契約期間中にICタグを紛失された場合、再発行料として1,000円(税別)を申し受けます。 また、ご利用の有無に関わらず、解約手続きがあるまで自動更新となり月額利用料のお支払いが必要です。
料金	登録料：1,000円(税別) 月額利用料：1,500円(税別) ICタグ再発行料：1,000円(税別)
特約事項	■サーバーの故障・機器トラブル・入れ替え等でサーバーをご利用いただけない場合、水素水オプションの月額利用料は下記①～③の通りとします。 ①中止期間が月間7営業日以内の場合は、月額利用料を全額いただきます。 ②中止期間が月間8営業日以上14営業日以内の場合は、月額利用料を50%いただきます。 ③中止期間が月間15営業日以上の場合は、月額利用料をいただきません。 ■ICタグの他人への貸与、贈与、販売、転売などの不正行為、不正利用はおやめください。 万が一、ご本人以外の方がICタグを使用した場合、または解約後未返却のICタグを使用したことが判明した場合には、罰金1,500円(税別)を科します。 また、不正への関与が明らかになった場合、会則第12条①③⑤⑥により除名となる場合があります。
解約手続き	解約希望月の25日(休館日の場合には前営業日)までの受付時間内に、店舗での解約手続きが必要です。 セキュリティカード・ICタグをお持ちください。 ICタグがない場合、再発行料1,000円(税別)をお支払いいただきます。 解約手続き後は、解約月末日までご利用いただけます。ICタグは、最終利用日にスタッフまでご返却ください。 ※無料期間中での解約の場合は、解約手続きと同時にICタグ返却が必要です。 解約月を超えてICタグのご返却がない場合、月額利用料を継続してお支払いいただきます。

【ティップネスWELBOX】 クラブ内の安心と、旅行・レジャーなど多彩な生活サポートメニューを会員優待でご利用いただけます。

ご利用方法	ティップネスWELBOXは、ご本人だけでなくご家族(2親等まで)もサービスをご利用いただけます。 (ティップネスWELBOXお見舞金制度は、ご登録本人のみ対象となります。) 豊富なメニューは、ティップネスWELBOXガイドブック・会員専用ホームページで閲覧いただけます。 申込方法は各メニューによって異なります。 セキュリティカード提示のメニューご利用の際は「WELBOX」シールのロゴをご提示ください。 会員専用ホームページ(パソコン版・モバイル版)からのお申込みは、WELBOX会員番号とパスワードを入力してログインいただけます。また、WELBOXセンター(0120-964-545)へお電話でお申込みいただくことも可能です。
料金	登録料：無料 FASTGYM24会員 ティップネスWELBOX月額料金 スタンダードプラン 500円(税別)
サービスの内容は変更となる場合がございます。 サービス内容の変更につきましてはティップネスWELBOX利用規約第3条・第13条によるものとします。	
第3条(情報提供方法) 利用料金および利用範囲等を含むメニュー毎の提供内容は、以下の情報提供方法のいずれかまたは複数により、会員に提示される。 (1)ご利用ガイド (2)会員専用ホームページ (3)メールマガジン (4)上記に準じ事業主が提供する情報 (5)館内告知 第13条(サービス内容の変更) 事業主は本サービス内容の拡充、提携先の都合その他により、本サービス内容を随時変更することができる。	
解約手続き	解約希望月の25日(休館日の場合には前営業日)までの受付時間内に、店舗での解約手続きが必要です。 セキュリティカードをお持ちください。解約月末日をもってWELBOXサービスの提供を終了いたします。 メニューについて、退会日以降のご予約はキャンセルとなります。また、保有しているWELコインは全て失効となります。 尚、決済済のメニューはご利用いただけますのでご予約、お申込み状況の確認、詳細は WELBOXセンター 0120-964-545 でご確認ください。

■FASTGYM24 オプション・サービス利用規約・ご案内

【プライベートロッカー】シューズ、シャンプーセットなど毎日ご利用になるお荷物をクラブに置いておける個人専用ロッカーです。

お申込み	プライベートロッカーは空き状況により承ります。プライベートロッカー使用規約（ファストジムトゥエンティフォー）をご確認の上、受付時間内にお申し込みください。 お申込み時に開閉に必要な暗証番号を登録頂きます。 また、ご利用の有無に関わらず、解約手続きがあるまで自動更新となり月額利用料のお支払いが必要です。
ご利用方法	必ず施錠してご使用ください。
料金	登録料：無料 月額利用料：1,000円（税別）
解約手続き	解約希望月の25日（休館日の場合には前営業日）までの受付時間内に、店舗での解約手続きが必要です。 セキュリティカードをお持ちください。 解約手続き後は、解約月末日までご利用いただけます。最終利用日にロッカー内のお荷物は全てお持ち帰り下さい。 尚、解約月を超えて明け渡しが行われない場合、当クラブは契約者の承諾を得ないでロッカーを開扉します。 ロッカーのお荷物については、撤去・破棄、その他必要な措置をとることができます。

プライベートロッカー使用規約(ファストジムトゥエンティフォー)

太字箇所は重要です。良くお読み下さい。

第1条 契約

- プライベートロッカー（以下、「ロッカー」という。）の使用開始にあたっては、ファストジムトゥエンティフォー（以下当クラブという）の定めに従い、ロッカー設置店舗にて、「届出書」に必要な事項をご記入の上、諸手続きを行い契約者となる必要があります。
- 契約者は、この規約を守る義務があります。
- 「届出書」の記載内容に変更が生じた場合は、ロッカー設置店舗にて、速やかに変更事項を申し出てください。
- 当クラブは契約者にロッカーとしてのスペースをお貸しするものであり、契約者の所有物その他保有物を当クラブが保管・お預かり・管理するものではありません。契約者は、ロッカーの施錠その他必要な措置を厳に行い、契約者の自己の責任において、収納・保管物の管理を行ってください。

第2条 保管できないもの

ロッカーに次のものを保管することは禁止します。

- 揮発性・爆発性・可燃性のある危険物
- 腐敗したもの、又は異臭を発するもの
- 生きもの
- 貴重品、現金、クレジットカード、キャッシュカード、有価証券類、宝石、貴金属等その他これらに類するもしくは準じるもの
- その他の金銭的価値のあるもの
- その他、他の会員に迷惑をかけるもの

第3条 処置

- 当クラブが必要があると認めた場合、当クラブのスタッフ又は当クラブの指定する者が、契約者の物品の出し入れに立ち会うことがあります。
- 次のような場合には、当クラブは契約者の承諾を得ないでロッカーを開扉し、保管物について撤去、破棄その他の必要な措置をとることができるものとします。
 - 第2条1号ないし3号並びに6号に該当するものが保管されているとわかったとき又はその疑いがあるとき
 - 第4条3項、第8条、第9条2項、第10条に該当する事由が生じたとき

第4条 使用資格

- 契約者は当クラブの会員に限りです。
- ロッカーは、契約者本人のみが使用できるものとし、他人への転貸・譲渡はできません。
- 契約者が当クラブの会員資格を失った場合は、使用契約期間の有無にかかわらず、ロッカーの使用資格を失います。その時点でロッカー内の物品を引取って頂きますが、物品の引取りがなされない場合は第3条2項に従い処置いたします。

第5条 料金規定

- ロッカー新規契約時に、当クラブが定めるロッカー利用料をお支払い頂きます。
- ロッカー利用料及びその他の料金（以下あわせて諸料金という）の金額、支払い時期、支払い方法等については別途当クラブが定めます。
- 会員は会社が定めた諸料金を所定の方法で、所定の期日に会社に納入しなければなりません。

第6条 契約期間

ロッカーの使用期間は1ヶ月を単位とし、契約期間は当クラブのロッカー設置の各店舗毎およびロッカー毎に定めます。

第7条 契約更新・終了

契約は、月毎の自動更新となります。契約の終了を求める場合は、会員本人が希望月の25日迄にロッカー設置店舗の受付時間内に、当クラブが定める終了手続きを完了してください。

第8条 ロッカーの明け渡し

契約更新をしない場合は、契約期間終了日までに直ちにロッカーの明け渡しを行ってください。ロッカーの明け渡しが行われない場合は、第3条2項に従い処置いたします。

第9条 ロッカーの変更

- 契約期間中のロッカーについて以下の変更はできません。
 - ロッカーの種類・場所
 - 名義
- 当クラブの事由（館内レイアウト変更、破損等）によりロッカーの移動、場所の変更が生じる場合は当クラブ内にて告示し、第3条2項に従い処置いたします。

第10条 ロッカー使用の中止

契約者が本規約の各条項の一つに違反し、又は、当クラブが使用に支障ありと認める事態が発生したときは、当クラブは直ちに契約者に対してロッカーの使用の中止を求めることができるものとします。このとき、契約者は直ちにロッカー内の保管物を撤去するものとします。

第11条 損害賠償責任

- 次のような場合、当クラブは賠償責任を負いません。
 - 天災事変の他、不可抗力により、ロッカー内の物品が滅失・破損又は変質したとき
 - 関係官公署から物品の調査を受け、押収又は証拠品として提出を求められたとき
 - 第3条に定める処置により、契約者がなんらかの損害をこうむったとき
- 契約者がロッカーの使用により当クラブ又は第三者に損害を与えた場合は、契約者が賠償の責任を負うものとします。
- 当クラブの責に帰すべき事由による場合を除き、当クラブは、ロッカー内の収納物・保管物の盗難、滅失、毀損、紛失、行方不明（右の事柄を含みこれらに限定されない）等による損害の賠償、その他名称の如何を問わず、いかなる補償もいたしません。また、施設内に放置された物、忘れ物についても同様とします。

第12条 規約の改訂と告示

当クラブが必要と認めた場合、本規約改訂をすることができます。この場合、当クラブ内にて告示し、お知らせいたします。改訂された内容は、全契約者に適用されます。